ベルマークのご案内

ベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。

マイホームぴたっとなら 20点!

万一、事故が発生した場合のお手続きについて

●事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。 ●他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。 ●賠償責任を補償する特約をセットされる場合、賠償事故にかかわる損害賠償請求権の委任・示談交渉等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。

事故発生から保険金のお受取りまで

「保険金が使える」という住宅修理サービスでのトラブルにご注意ください。

「保険金が使える、自己負担はない」と強調して修理サービスの契約を勧誘する住宅修理業者とのトラブルが増加しています。こうした勧誘は、代理店・扱者または当社とは関係ない第三者により行われているものです。このような勧誘を行う業者がきてもすぐに修理サービスの契約をせずに、代理店・扱者または当社までご相談ください。

保険に関するお問合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101-101(無料)

【受付時間】平日 9:00～19:00
土・日・祝日 9:00～17:00
(年末年始は休業させていただきます)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問合わせは代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

ご注意いただきたいこと

●このパンフレットは「マイホームぴたっと」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。

●「マイホームぴたっと」は、「住居建物総合保険」のペットネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

●「マイホームぴたっと」では、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額に相当する額となった場合、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額に達しないかぎり、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

●地震保険では、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

ECO このパンフレットは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C009870

VEGETABLE OIL INK

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

● ご相談・お申込先

(160819)(2016年8月承認) GA16B010452 (23-301)

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

大切な「マイホーム」をお守りする
さまざまな補償を住宅新規購入オーナーさまに。

住居建物総合保険・地震保険	平成29年1月以降保険始期用

全力サポート宣言

JFA SUPPORTING COMPANY ©2009 JFA

MS&ADインシュアランスグループは、サッカー日本代表を応援しています。

住宅新規購入オーナーさま専用

マイホームぴたっと

「マイホームぴたっと」はベルマーク協賛商品です。

Jプラン

マイホーム取得者割引適用

マイホームオーナーの皆さまへ

あいおいニッセイ同和損保の「マイホームぴたっと」なら、大切なお住まいに、大きな安心をお届けできます!

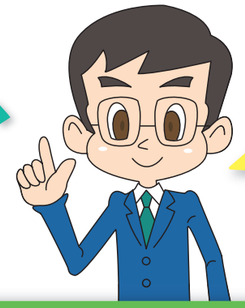

「マイホームぴたっと」は、新規に購入された居住用建物専用の火災保険です。

(注)「マイホームぴたっと」は、保険の対象である建物が専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)である場合に、契約いただける保険です。

建物に関する さまざまな損害に備えられます。

05ページへ

火 災

落 雷

水 災

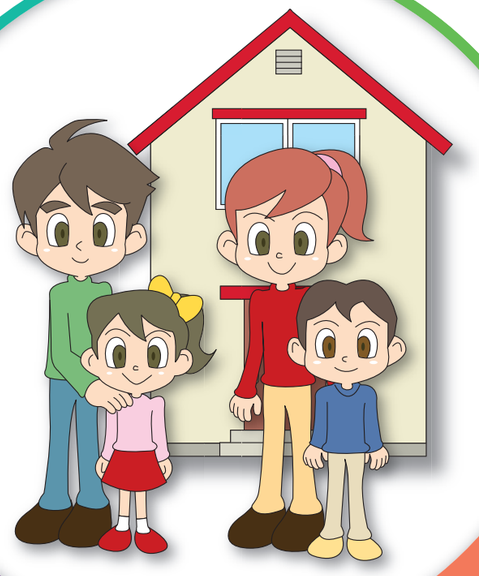

建物だけではなく、家財もしっかり補償します。

05ページへ

もしものときは、建物だけではなく、家財も損害を受けます。

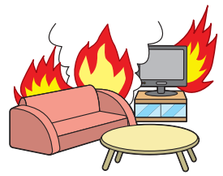

火災により、家電や家具、衣類が燃えてしまった…

落雷により、家電が故障してしまった…

盗難により、家財が盗まれてしまった…

地震保険をセットすることで、地震や津波による損害を補償します。

09ページへ

地震による火災

津波による流失

暮らしの中のトラブルは、住まいの現場急行サービスにお任せください。

19ページへ

トイレのつまり

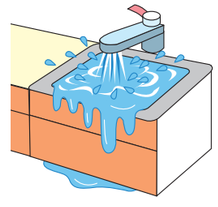

給・排水管のつまり

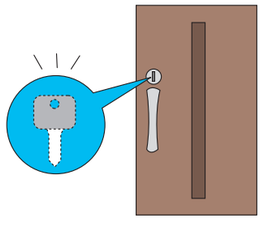

玄関ドアのカギの紛失

ご契約までの流れ

「マイホームぴたっと」のご契約までの流れと、
ご検討にあたってのポイントをご紹介します。

ご契約までの流れ

1 **保険の対象**となるものをご選択ください。

☑建物

☐家財 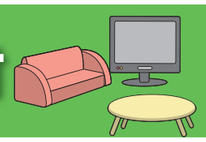

2 補償対象となる事故の範囲を**3つのプラン**の中からご選択ください。 ワイドプラン ベーシックプラン エコノミープラン 05ページへ

3 **オプション特約**をご選択ください。 07ページへ

4 **地震保険**のセットをおすすめします。 09ページへ

5 保険料のお見積りにあたって、保険金額（ご契約金額）、保険期間（ご契約期間）などのご契約条件をお決めください。建物の構造等をご確認ください。 11ページへ

6 **頼れるサービス**の内容をご確認ください。 19ページへ

お見積りをご確認ください。

重要事項のご説明をご確認のうえ、ご契約手続きを行ってください。

ご検討にあたってのポイント

万一の事故の際、建物だけではなく、家財も損害を受けます。しかし、建物のみのご契約では、大切な財産である家財に発生した損害は補償されません。家財の事故に備えて、**家財追加特約**のセットをおすすめします。

セットで安心！

家財追加特約では、貴金属等（貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます）の補償は、1個または1組について30万円が限度となります。1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属等をお持ちで30万円を超える補償を希望される場合は、**家財明記物件特約**のセットをあわせてご検討ください。 12ページへ

様々な偶然な事故に備えることのできる、充実補償の**ワイドプラン**がおすすめです。
補償を限定して保険料を抑えた**ベーシックプラン**、**エコノミープラン**もご用意しています。

近隣の建物の損害の補償や、賠償損害への補償など、日常生活を取り巻くリスクへの備えとして、さまざまな**オプション特約**をご用意しています。お客さまのリスクの状況やニーズに応じてご選択ください。

［オプション特約の例］

類焼損害・見舞費用特約

個人賠償特約

携行品損害特約

マイホームぴたっとだけでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって発生した損害は補償されません。

地震大国と呼ばれる日本において、避けることのできない地震等のリスクに備えて、**地震保険**のセットをおすすめします。

震度6以上または100人以上の死者・行方不明者を出した大地震

●…日本付近で発生した主な被害地震の震央分布
（平成7年～平成28年）
（気象庁ホームページ掲載資料をもとに作成）

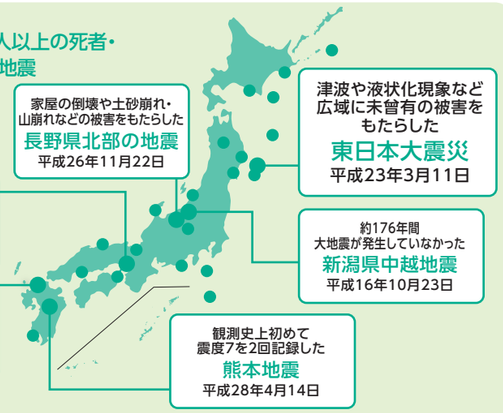

お客さまの声

「建物の補償」＋「家財の補償」のセットでよかった！
2階建住宅の1階部分が床上浸水の被害を受けました。建物の床暖房設備が損傷し、また電化製品など高額な家財の多くを1階部分に収容していたため、損害の額が高額になってしまいました。しかし、私はワイドプランで、建物と家財の両方を保険の対象にしていたので、しっかりと損害の額を補償してもらえました。本当に助かりました。

「家財の補償」と「地震保険」があってよかった！
地震の時には建物はそれほど大きな損害はありませんでしたが、思いのほか揺れが大きく、家財はかなりたくさんの物が壊れてしまいました。火災保険（地震保険）は建物の保険というイメージがありましたが、家財の補償の大切さを実感しました。

●当社お客さまアンケートより抜粋のうえ、個人を特定できないように匿名化し、校正しています。

建物・家財の補償

建物・家財の補償対象となる事故の範囲を
3つのプランの中からご選択ください。

基本の補償

各プランごとに「損害保険金の支払対象となる事故の範囲」をご確認ください。

おすすめ!

	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン
① 火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
② 風災・雹(ひょう)災・雪災	○※1	○※1	○※1
③ 水ぬれ、外部からの物体落下等、騒擾(じょう)	○	○	×
④ 盗難	○	○	×
⑤ 水災 1	○	○	×
⑥ 破損・汚損等	○※3	×	×

次の内容に変更することもできます。※2
<共同住宅1棟契約以外の場合>
□ 水災一時金のみをお支払い
<共同住宅1棟契約の場合>
□ 建物保険金額×30%を支払限度とする
□ 建物保険金額×10%を支払限度とする

●すべての事故共通で免責金額 2 を「なし」「1万円」「3万円」「5万円」「10万円」のいずれかから選択することができます。
●家財または家財明記物件を保険の対象とする場合で「ワイドプラン」のとき、破損・汚損等による損害については、すべての事故共通で免責金額「なし」を選択したご契約であっても損害保険金に対して、1回の事故につき免責金額3,000円が適用されます。

事故の例

	建物		家財(家財追加特約 3)	
①	火災により家が全焼してしまった!	隣家が火災になり、自宅にも延焼してしまった!	家の近くの電柱に落雷があったため、電化製品が壊れてしまった!	隣接の飲食店から出火し、その消火活動による放水で、水浸しになり、家財が壊れてしまった!
②	台風による強風のため屋根瓦や窓ガラスが壊れてしまった!	豪雪による影響で自宅の屋根が潰れてしまった!	竜巻による強風でガラスが破損し、窓から風雨が吹き込み、家財が壊れてしまった!	台風による強風で窓ガラスが割れてしまい、窓から風雨が吹き込み、室内の家具が壊れてしまった!
③	水道管の破損によって、天井や壁紙が汚れてしまった!	車両の当て逃げにより建物の外壁が損壊してしまった!	排水管の破損によって、TVが水を被って壊れてしまった!	外部からボールを投げつけられ家具が壊れてしまった!
④	空き巣が侵入し、ドアの鍵を壊されてしまった!	泥棒が家に侵入した際にガラスを割る等、建物に損害が発生してしまった!	空き巣の被害にあい、電化製品を盗まれてしまった!	空き巣の被害にあい、現金15万円の入った財布が盗まれてしまった!
⑤	台風による洪水で床上浸水し、壁や床、付属設備が汚れてしまった!	豪雨により土砂崩れが発生し、家が全壊してしまった!	ゲリラ豪雨による洪水で床上浸水し、家財が水浸しになってしまった!	豪雨により床上浸水となり、電化製品が壊れてしまった!
⑥	ソファーを移動していて、窓ガラスを割ってしまった! 専用水道管が凍結により破損してしまった!	室内で椅子が倒れ、ガラス戸が割れてしまった!	子供同士が遊んでいてテレビにぶつかり、画面が壊れてしまった!	壁掛け時計を拭き掃除中、留め具が外れ、床に落下して壊れてしまった!

(注1)通常の使用において発生するすり傷等の外観上の損傷・汚損であって、その機能に支障をきたさない損害については補償されません。
(注2)窓や戸などからの風、雨等の吹込みによる損害や雨漏り(漏入)等による損害は補償されません。

※1 風災・雹(ひょう)災・雪災については、「損害の額が20万円以上の場合のみ補償されるタイプ(免責金額なし)」を選択していただくことも可能です。ただし、その場合は、すべての事故共通で免責金額は「なし」となります。 ※2 水災については、水災の補償を「補償なし」とすることも可能です。また、共同住宅1棟契約以外の場合、「水災一時金のみをお支払いするタイプ」を選択していただくことも可能です。共同住宅1棟契約の場合、保険の対象である建物の損害について、「建物保険金額に支払限度額割合10%または30%を乗じた額を限度額として損害保険金をお支払いするタイプ」を選択していただくことも可能です。 ※3 破損・汚損等については、家財のみ破損・汚損等による損害を「補償なし」とすることも可能です(保険証券の「建物・家財等に関する補償」欄の中の家財の「事故の種類」欄「⑥破損・汚損等」に「×」が記載されます)。

費用の補償

各プラン共通の費用の補償です。

地震火災費用 自動セット

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合などに、臨時に発生する費用を補償(地震保険とは異なります)

10ページへ

自動セット	5%(300万円が限度)	火災保険金額※の5%(300万円が限度)をお支払いします。
オプション	30%(支払限度額なし) / 50%(支払限度額なし)	ご希望により、お支払いする額を火災保険金額※の30%(支払限度額なし)または50%(支払限度額なし)に変更することができます。

オプションで30%・50%に変更できます!

事故時諸費用特約/災害緊急費用特約

事故発生に伴い臨時に発生する費用等を補償するオプション特約をご用意しています。P07をご確認ください

07ページへ

特別費用

建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額に相当する額となり、ご契約が終了する場合に損害保険金の10%(200万円が限度)を補償
(注1)家財の損害については補償されません。
(注2)普通保険約款により補償されます。

※火災保険金額とは、セットでご契約するマイホームぴたっとの保険金額をいいます。

過去5年間の事故件数割合

建物

建物の事故の約32%は、ワイドプランのみで補償対象となる破損・汚損等の偶然な事故が占めています。

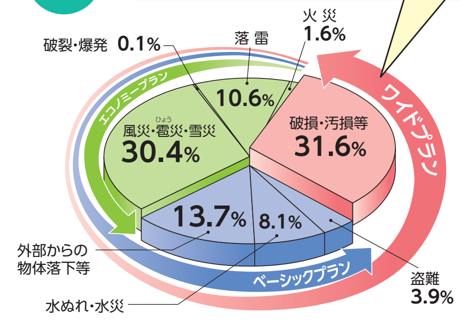

(平成22年～平成26年「住居建物総合保険」事故件数の割合)

建物事故件数の割合ベスト3

第1位	破損・汚損等
第2位	風災・雹災・雪災
第3位	外部からの物体落下等

家財

家財の事故で多いのは、「盗難」と「破損・汚損等の偶然な事故」です。
「盗難」の損害は、ワイドプランまたはベーシックプランで補償されます。
破損・汚損等の偶然な事故による損害は、ワイドプランのみで補償されます。

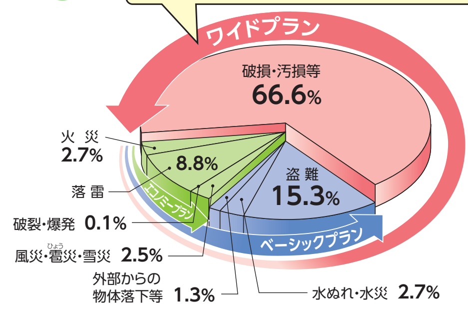

(平成22年～平成26年「住居建物総合保険」事故件数の割合)

家財事故件数の割合ベスト3

第1位	破損・汚損等
第2位	盗難
第3位	落雷

(注)上記の支払事例は例示であり、実際に事故が発生した場合におけるお支払いの対象となる事故に該当するかの判断、損害の額の認定、お支払いする保険金の額は、「普通保険約款」およびセットされる「特約」によります。

用語のご説明

1 水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。マイホームぴたっとでは、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水などによる損害が発生した場合に補償対象となります。

2 免責金額
支払保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

3 家財追加特約
この特約をセットすることにより、建物敷地内に収容される「家財」に発生した損害も補償されます。補償対象となる事故の範囲は、建物で選択したプラン(ワイド・ベーシック・エコノミー)に準じます。

(注1)「ワイドプラン」または「ベーシックプラン」の場合、通貨等の盗難による損害については1回の事故につき30万円、預貯金証書の盗難による損害については1回の事故につき300万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度に補償されます。
(注2)家財を保険の対象とする場合で「ワイドプラン」のとき、破損・汚損等による損害については、すべての事故共通で免責金額「なし」を選択したご契約であっても損害保険金に対して、1回の事故につき免責金額3,000円が適用されます。
(注3)破損・汚損等については、家財のみ破損・汚損等による損害を「補償なし」とすることも可能です。

オプション特約

「マイホームぴたっと」のオプション特約としてさまざまな特約を選択していただけます（別途保険料を払込んでいただく必要があります）。

オプション どなたにもオススメのオプション特約

事故に伴う出費の備えに

事故時諸費用特約／災害緊急費用特約

事故時諸費用

損害保険金にプラスして損害保険金の20%※1を補償します（事故発生時に臨時に発生する出費等に充てることができます）。各プランで損害保険金が支払われる場合に支払対象となります。※2

※1支払割合を10%とすることもできます。

※2支払対象事故を火災、落雷、破裂・爆発に限定することもできます。

（注）「家財追加特約」がセットされたご契約の場合、家財の損害保険金が支払われるとき（通貨や預貯金証書等の盗難によるときを除きます）も事故時諸費用の支払対象となります。

災害緊急費用

火災、落雷、破裂・爆発事故による損害の復旧にあたり、支出した仮住まいや仮修理の費用などの必要かつ有益な費用の実費（保険金額の10%または100万円のいずれか低い額が限度）を補償します。

（注）家財または家財明記物件のみに損害が発生した場合は補償の対象となりません。

近隣へ延焼した場合の備えに

類焼損害・見舞費用特約

類焼損害

自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を、最大**1億円**まで補償します。

（注1）損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物（居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産）の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。また、お支払いする保険金は1保険年度ごとに支払限度額（1億円）が限度となります。

（注2）保険の対象の所在地が異なる別々の物件にはこの特約をそれぞれセットする必要があります。

失火見舞費用

自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に損害が発生したために支出した見舞金等の費用を補償します。

（注）1被災世帯あたり30万円を限度に支出した見舞費用を補償します。ただし、1回の事故につき、全被災世帯合計で契約建物（家財）に対して支払われた損害保険金の30%を限度とします。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

日常生活における賠償事故の備えに

個人賠償特約

日本国内または国外において**住宅**[4]の所有、使用または管理における偶然な事故もしくは日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人のものを損壊させ法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を、1回の事故につき最大**1億円**まで補償します。

（注）示談代行サービスのご利用が可能です。日本国外で発生した事故については示談交渉を行いません。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

住宅付属機械設備の事故の備えに

居住用建物電気的・機械的事故特約

建物付属機械設備に、電気により発生した焦損・炭化・溶融・絶縁破壊などの物的損害を伴う事故や、機械の稼働により発生した亀裂・折損・変形・剥離・焼付き・欠損・溶損などの物的損害を伴う事故を1回の事故につき建物保険金額を限度に補償します（免責金額3万円）。

（注1）「ワイドプラン」の場合にセットできます。ただし、築年数が10年超の建物についてはこの特約をセットすることはできません。

（注2）自動継続の場合はこの特約も継続されます。

オプション 下記のお客さまにオススメのオプション特約

家財をご契約のお客さま向け

携行品損害特約

自宅敷地外で携行する**身の回り品**[5]に発生した不測かつ突発的な事故による損害を補償します（免責金額3,000円）。

（注）特約をセットする場合は、特約保険金額を「10万円」「20万円」「30万円」「50万円」のいずれかから選択します。1回の事故につき特約保険金額が限度となります。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

分譲マンションオーナーのお客さま向け

バルコニー等修繕費用特約

記名被保険者[6]が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドアなど分譲マンションの共用部分に発生した偶然な事故による損害について、管理組合規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を、1回の事故につき最大**30万円**まで補償します。

賃貸住宅オーナーのお客さま向け

家賃収入特約

賃貸住宅に火災などの事故が発生し損害を受けた結果発生する家賃の損失をご契約時に定めた期間を限度に補償します。

家賃収入特約の保険金額 ＝ **家賃月額** × **約定復旧期間の月数**

家主費用特約

（注）「ワイドプラン」で、「家賃収入特約」をセットしている場合にセットできます。

賃貸住宅内※1で死亡事故（自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死）が発生し、死亡事故発見日から90日以内に賃貸住宅が空室となった結果発生した30日以上続く空室期間または空室期間の短縮のために家賃を値引きしたことによる値引期間※2の家賃損失を補償します。※3※4また、修復・清掃・脱臭費用等の原状回復のための費用や遺品整理費用等についても100万円を限度に補償します。※5

※1保険の対象である建物のうち、居住者が賃借する戸室（専用使用部分を含みます）をいい、共用部分は含みません。

※2入居希望者に対して、死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限り補償対象となります。

※3死亡事故が発生した賃貸住宅の上下左右の隣接戸室（死亡事故により、物的損害が発生した隣接戸室に限ります）についても、空室期間の家賃損失を補償します（値引期間の家賃損失は補償できません）。

※4空室期間または値引期間は、賃貸借契約終了から12か月を限度とします。

※5死亡事故発見日から180日以内に発生した費用に限ります。

賃貸建物所有者賠償（示談代行なし）特約

保険の対象となる建物の所有・使用・管理や賃貸・管理業務を原因とする偶然な事故（エレベーターの事故等）により他人を死傷させる等法律上の損害賠償責任を1回の事故につき特約保険金額※を限度に補償します。

※「1,000万円」「3,000万円」「5,000万円」「1億円」のいずれかから選択します。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

マンション居住者包括賠償特約

居住用戸室での漏水などの賠償事故または日常生活における賠償事故による損害を1回の事故につき最大**1億円**まで補償します。共同住宅の居住者等を無記名で包括的に補償する特約です。

（注1）事業用戸室については、漏水等の水ぬれ事故における賠償事故による損害のみを補償します。

（注2）被保険者が個人の場合、示談代行サービスのご利用が可能です。日本国外で発生した事故については示談交渉を行いません。

P18の【複数のご契約があるお客さまへ】もご確認ください。

用語のご説明

4 住宅

記名被保険者の居住の用に供される住宅※をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

※別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。

5 身の回り品 被保険者が所有する家財をいいます。

（注）定期券、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や美術品、自動車・自転車およびこれらの付属品、サーフボード、携帯電話等の携帯式通信端末機器、ノートパソコン等の携帯式電子事務機器、眼鏡・コンタクトレンズ等の身体補助器具、動物・植物など保険の対象に含まれないものがあります。

6 記名被保険者

保険証券の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。

地震保険

「マイホームぴたっと」だけでは、地震等による損害を補償できません。
「マイホームぴたっと」とセットで「地震保険」のご契約もおすすめします。

地震保険の補償概要

マイホームぴたっとだけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。

地震による火災

地震による損壊

噴火による埋没

津波による流失

⚠ 地震保険を契約いただいていない場合は、地震等（地震・噴火またはこれらによる津波）を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大を含みます）損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません。

保険の対象

地震保険の対象は、
「居住用建物」および**「家財」**です。

保険金額の設定

地震保険の保険金額は、セットでご契約する**マイホームぴたっとの保険金額の30%～50%の範囲**で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険金のお支払

損害の程度（全損、大半損、小半損、一部損）に応じて、地震保険の保険金額の一定の割合（**100%、60%、30%、5%**）をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の**100%**（時価額※が限度）
大半損のとき	地震保険金額の**60%**（時価額※の60%が限度）
小半損のとき	地震保険金額の**30%**（時価額※の30%が限度）
一部損のとき	地震保険金額の**5%**（時価額※の5%が限度）

※再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

（注）右表の損害に至らない場合には、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定の基準は、P21契約概要のご説明❷ 2 保険金をお支払いする場合（補償内容） をご参照ください。

保険料

- 地震保険の保険料 7 は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。
- 地震保険は、所定の確認資料の提出により、建物の免震・耐震性能等に応じた、右記のいずれかの**割引**を適用できる場合があります。

❶免震建築物割引

割引率	50%

❷耐震等級割引

割引率	
	耐震等級3 50%
	耐震等級2 30%
	耐震等級1 10%

❸建築年割引

割引率	10%

❹耐震診断割引

割引率	10%

地震保険割引簡易判定フローチャート

- 更改前契約で既に地震保険をご契約されており、その地震保険に割引が適用されている
  - はい → 更改前契約と同じ地震保険割引が適用できます。
  - いいえ ↓
- 以下の書類を持っている
  ・「住宅性能評価書」「住宅性能証明書」
  ・長期優良住宅に関する「技術的審査適合証」や「認定通知書」等の長期優良住宅の認定書類　等
  - はい → 免震建築物と判定されている場合 ❶免震建築物割引
    耐震等級が確認できる場合 ❷耐震等級割引
  - いいえ ↓
- 昭和56年（1981年）6月以降に新築した建物で、新築年月を確認できる書類がある
  - はい → 建築確認書、登記簿謄本など、公的機関等が発行する新築年月を確認できる書類等がある場合 ❸建築年割引
  - いいえ ↓
- 耐震診断または耐震改修を受けたことがある
  - はい → 耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などがある場合 ❹耐震診断割引
  - いいえ → 地震保険割引は適用されません

（注1）上記の4つの割引はそれぞれ重複して適用できません。
（注2）割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

地震保険の割引についての詳細は 22ページへ

「地震保険」は保険料控除の対象です

概要	所得税の取扱い	個人住民税の取扱い
対象契約	地震保険	
所得控除限度額	最高5万円	最高2万5千円
控除対象保険料	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額

- **保険契約者** 8 が個人の場合、払い込んでいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
- 地震保険の保険期間が1年を超える場合（地震保険長期契約）には、保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の控除対象となります。
- 左記は平成28年8月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

地震火災費用特約について（地震保険セットの場合）

地震保険とセットで地震火災費用特約30%または50%を検討ください。

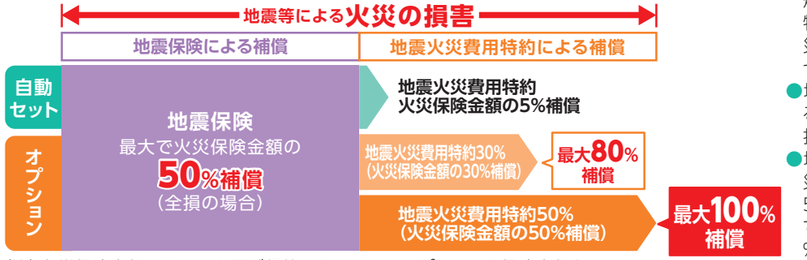

（注）火災保険金額とは、セットでご契約するマイホームぴたっとの保険金額をいいます。

- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象である建物が半焼以上となった場合や保険の対象である建物や家財が全焼となった場合などに、地震火災費用保険金をお支払いします（地震保険をセットしない場合であっても補償されます）。
- 地震火災費用保険金は、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害に対しては支払われませんのでご注意ください。
- 地震保険をセットした場合で地震保険金額を火災保険金額の50%で設定し、地震火災費用特約50%を選択したときは、地震保険とあわせて最大で火災保険金額の100%、地震火災費用特約30%を選択したときは最大で80%が補償されます。

用語のご説明

7 保険料
保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金銭のことです。

8 保険契約者
ご契約の当事者で、保険会社と保険契約を締結する方をいいます。したがって、保険契約者は保険契約の申込みを行い保険料を払い込む方になります。

ご契約条件について❶

保険金額の設定や構造級別の判定についてご確認ください。

建物保険金額の設定について

1 新価（再調達価額※）基準の「建物評価額」を算出します。

※「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

新築年月および新築時の建築価格がわかる場合

（注）建物評価額は、土地代および敷地内構築物の価額を除いて算出します。

→ 新築時の建築価格に物価などの価格変動率（建築費倍数）を乗じて算出します。

［算式のイメージ］

建物評価額＝新築時の建築価格×建築費倍数

新築年月および新築時の建築価格がわからない場合

→ 1㎡あたりの新築費単価に延床（専有）面積を乗じる方法です。

［算式のイメージ］

建物評価額＝1㎡あたりの新築費単価×延床（専有）面積

（注）算出した標準的な建物評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

区分所有マンションの専有戸室を対象とする場合

→ 1㎡あたりの新築費単価に延床（専有）面積を乗じる方法です。

［算式のイメージ］

建物評価額＝1㎡あたりの新築費単価×延床（専有）面積

（注）算出した標準的な建物評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

2 「建物評価額」の範囲内で、「建物保険金額」を設定します。

建物保険金額は、建物評価額以下であれば、1万円単位で自由に設定することができます。
ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません（100万円が下限となります）。

建物保険金額は、建物評価額と同額で設定されることをおすすめします。
これにより、建物が全焼した場合でも、お支払いする損害保険金だけで建物を再築または再取得することができます。

お客さまの期待に応える「評価済保険」を導入しています。

マイホームぴたっとでは、ご契約時の建物評価額に基づきあらかじめ設定した建物保険金額に基づいて損害保険金をお支払いする「評価済保険」を導入しています。これにより、物価変動等にかかわらず、万一の事故の際にはご契約時の建物保険金額を限度として損害の額の全額をお支払いします。

（注）「建物評価額」が事故時の再調達価額を著しく上回る場合には、再調達価額を基準に保険金をお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

家財保険金額（家財追加特約）の設定について

1 新価（再調達価額※）基準の「家財評価額」を算出します。

※「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

世帯主の年令と家族構成により、標準的な家財評価額を算出します。（注）算出した標準的な評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

［家財評価額の目安］ ［単位：万円］

世帯主の年令＼家族構成	独身世帯・単身世帯	2名	3名		4名			5名			
		夫婦のみ	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦	夫婦
		―	子供1名	―	子供2名	子供1名	―	子供3名	子供2名	子供1名	―
		―	―	大人1名	―	大人1名	大人2名	―	大人1名	大人2名	大人3名
27才以下	300	550	630	680	710	760	810	790	840	890	940
28～32才		740	820	870	900	950	1,000	980	1,030	1,080	1,130
33～37才		1,060	1,140	1,190	1,220	1,270	1,320	1,300	1,350	1,400	1,450
38～42才		1,290	1,370	1,420	1,450	1,500	1,550	1,530	1,580	1,630	1,680
43～47才		1,470	1,550	1,600	1,630	1,680	1,730	1,710	1,760	1,810	1,860
48才以上		1,550	1,630	1,680	1,710	1,760	1,810	1,790	1,840	1,890	1,940

［家財簡易評価表（再調達価額用）平成26年4月1日版（消費税率8%含）］

2 「家財評価額」の範囲内で、「家財保険金額」を設定します。※

※再調達価額を超えて契約されても、再調達価額を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

家財評価額の範囲内でお客さまのご希望に応じて家財保険金額を設定いただけます。
万一の事故の際は、家財保険金額を限度として、新価（再調達価額）基準の損害の額を補償します。

（注）家財保険金額の設定にあたっては、ご契約時の再調達価額を限度に、50万円以上1万円単位でお客さまのご希望に応じて設定いただけますが、複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入される場合よりも、保険料の合計が高くなることがありますのでご注意ください。

貴金属等について

家財をご契約の場合、貴金属等については自動的に保険の対象に含まれますが、1個または1組について30万円を超える損害は損害の額を30万円とみなします。**1個または1組ごとの再調達価額が30万円を超える貴金属等をお持ちの場合は、30万円を超える損害に備える「家財明記物件特約」のセットをおすすめします。**

30万円を超える補償をご希望の場合

（注）「家財明記物件特約」は、「家財追加特約」をセットしたご契約のみセット可能です。なお、「家財明記物件特約」の保険金額は、貴金属等の再調達価額を基に設定します（1,000万円を超える場合は契約いたしません）。

構造級別の判定について

マイホームぴたっとは、建物の「構造級別」などによって、保険料が変わります。「構造級別」は、建物の柱や工法、法令上の耐火性能で判定します。
（注）耐火構造建築物は耐火建築物に、特定避難時間倒壊等防止建築物は準耐火建築物に含まれます。

専用住宅・共同住宅の場合

右記のいずれかの建物に該当しますか？ ●コンクリート造 ●れんが造 ●コンクリートブロック造 ●石造 ●耐火建築物

- はい → マンションなどの共同住宅（同じ建物内に2戸以上の戸室がある建物）に該当しますか？
  - はい → **M構造**
  - いいえ → **T構造**
- いいえ → 以下のいずれかに該当しますか？ ●鉄骨造建物 ●準耐火建築物 ●省令準耐火建物
  - はい → **T構造**
  - いいえ → **H構造** 木造等の非耐火住宅

併用住宅の場合

右記のいずれかの建物に該当しますか？ ●コンクリート造 ●れんが造 ●コンクリートブロック造 ●石造 ●耐火建築物 ●耐火被覆鉄骨造

- はい → マンションなどの共同住宅（同じ建物内に2戸以上の戸室がある建物）に該当しますか？
  - はい → **M級**
  - いいえ → **1級**
- いいえ → 右記のいずれかに該当しますか？ ●鉄骨造建物（耐火被覆されていない） ●準耐火建築物 ●省令準耐火建物
  - はい → **2級**
  - いいえ → **3級** 木造等の非耐火住宅

（注）更改前契約の構造級別が「B構造」または「2級」と判定されていた建物が、更改後の契約で「H構造」または「3級」と判定される場合には、保険料のご負担を軽減する「経過措置」が適用される場合があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

ご契約条件について②

保険期間・保険料払込方法・自動継続方式についてご確認ください。

保険期間・保険料払込方法について

①保険期間をお選びください。

2～10年

②保険料払込方法

長期一括払のみ

(注)保険期間10年の場合、「自動継続特約(長期用)」をセットすることにより、予定継続期間の終了日まで保険契約を自動継続する自動継続方式とすることができます。自動継続後の継続契約の保険料払込方法は、10年の長期一括払または1年の一時払を選択することができます。

保険期間が10年の場合　自動継続方式について

ローン完済予定年月をもとに設定される予定継続期間満了年月日まで自動的に継続します。

1 自動継続方式の概要

保険期間が10年の場合、自動継続方式を選択することができます。
契約締結時に「予定継続期間」を設定し、予定継続期間満了まで自動継続する仕組みです。
なお、自動継続方式は継続契約の保険期間を「10年」または「1年」から選択できます。

継続契約の保険期間

保険期間10年の自動継続イメージ

保険期間1年の自動継続イメージ

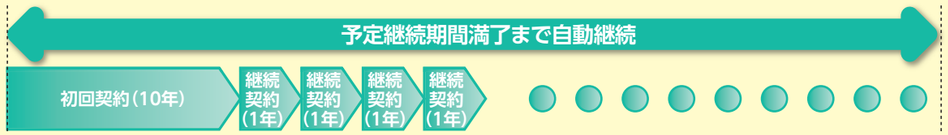

2 初回契約の保険期間と予定継続期間

自動継続方式とすることができるのは、初回契約の保険期間が10年の場合のみとなります。また、予定継続期間は初回契約の保険期間を含めて、11年～40年の間で任意に設定することができます。

<例>予定継続期間を30年で設定した場合(継続契約の保険期間は10年を選択)

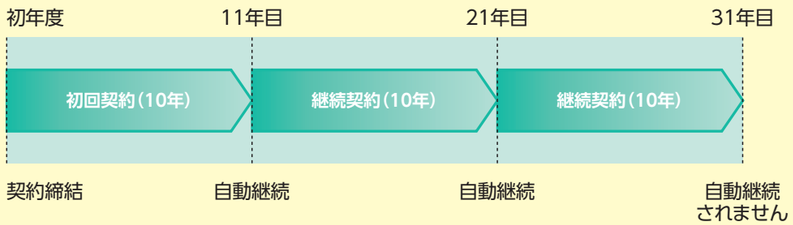

3 地震保険の取扱い

セットでご契約するマイホームぴたっとの自動継続時に地震保険もあわせて自動継続されます。地震保険の保険期間については、初回契約で選択した方式と同じ方式になりますが、マイホームぴたっとの継続契約の保険期間を1年で設定した場合には地震保険の保険期間も1年となります。

「自動継続特約(長期用)」がセットされた契約の取扱い

マイホームぴたっとで継続契約の保険期間10年を選択した場合

- マイホームぴたっとは、始期日から10年経過以後、予定継続期間満了まで10年ごとに自動継続されます(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は原則10年ですが、予定継続期間満了までの年数が10年未満の場合にはその年数となります)。
- 地震保険をセットした場合、地震保険は始期日から10年後まで5年または1年ごとに自動継続された以後、予定継続期間満了まで5年または1年ごとに自動継続されます(始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は、初回契約の地震保険が5年自動継続の場合は5年、1年自動継続の場合は1年ですが、5年自動継続で予定継続期間満了までの年数が5年未満の場合にはその年数となります)。

マイホームぴたっとで継続契約の保険期間1年を選択した場合

- マイホームぴたっとは、始期日から10年経過以後、予定継続期間満了まで1年ごとに自動継続されます。
- 地震保険をセットした場合、地震保険は始期日から10年後まで5年または1年ごとに自動継続された以後、予定継続期間満了まで1年ごとに自動継続されます(初回契約の地震保険が5年自動継続か1年自動継続かにかかわらず、始期日から10年経過以後の継続契約の保険期間は1年です)。

例① 予定継続期間28年/初年度に地震保険5年自動継続を選択した場合

マイホームぴたっと

10年	10年	8年

地震保険

5年	5年	5年	5年	5年	3年

例② 予定継続期間28年/初年度に地震保険1年自動継続を選択した場合

マイホームぴたっと

10年	10年	8年

地震保険

1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年

例③ 予定継続期間20年/初年度に地震保険5年自動継続を選択した場合

マイホームぴたっと

10年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年

地震保険

5年	5年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年

例④ 予定継続期間20年/初年度に地震保険1年自動継続を選択した場合

マイホームぴたっと

10年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年

地震保険

1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年

〈自動継続特約(長期用)について〉

・満期日の属する月の前月10日までに保険契約者または当社から継続しない旨の意思表示がない場合、同一内容※で自動継続されます。また、初回契約に告知していただいた内容は、自動継続されるご契約においても引き継がれます。

※当社が、制度(普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度をいいます)または保険料率等を改定した場合、継続契約には、その始期日における改定後の制度または保険料率等が適用されます。

補償内容の詳細❶

マイホームぴたっとの普通保険約款・主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。
(注)詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

1 基本補償 (損害保険金や費用保険金)

基本補償(損害保険金や費用保険金)の補償内容は下記のとおりです。

1 建物・家財(家財追加特約※1)の補償【損害保険金】

保険金をお支払いする場合(消防または避難に必要な処置による損害を含みます)	ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン	お支払いする保険金の計算
1 火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	建物の場合:損害の額 − 免責金額【建物保険金額が限度】 すべての事故共通で適用されます。免責金額は保険証券に記載されています(保険証券に免責金額の記載がない場合は適用されません)。 1. 焼失、流失または損壊の場合 ①全焼・全壊*のとき 損害の額=建物評価額※6 ②全焼・全壊*以外のとき 損害の額*=修理費※7 *全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。 保険の対象である保険証券に記載された建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積 ÷ 保険の対象である保険証券に記載された建物の延床面積 残存物取片づけ費用を含みます。 2. 盗取の場合 損害の額*=再調達価額 損害を被った保険の対象が敷地内構築物(物干、遊具、外灯、井戸、噴水、チェーンポール、チェーンゲート、車止め、バリカー、庭木※等の屋外設備・装置)の場合で、損害の額が100万円を超えるときは、その損害の額を100万円とみなします。 ※ 敷地内構築物が庭木の場合には、事故によって庭木が枯死したときに、損害保険金を支払います。ただし、その庭木と保険の対象である建物(敷地内構築物を除きます)が同一の事故によって損害を受け、損害保険金が支払われる場合に限ります。	左記1〜6の事故に共通の項目 次に掲げる事由によって発生した損害 ●保険契約者、被保険者、これらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとにその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●保険の対象の欠陥 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹き込み、漏入 ●保険の対象の置き忘れ、紛失(家財の場合) ●戦争、革命、内乱、暴動 等 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●核燃料物質等に起因する事故 など 左記6の事故に固有の項目 ●差押え、収用、没収等の公権力の行使 ●保険の対象に対する修理、調整等の作業中における作業上の過失、技術の拙劣 ●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故 ●詐欺、横領 ●土地の沈下、隆起、移動、振動等 ●電球・ブラウン管等の管球類に発生した単独損害 ●楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損(家財の場合) ●楽器の音色または音質の変化(家財の場合) ●保険の対象である液体の流出または混合による損害(家財の場合) ●眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等に発生した損害(家財の場合) ●携帯電話、PHS、スマートフォン、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) ●ラジオコントロール模型およびその付属品に発生した損害(家財の場合) ●船舶、航空機およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) など
2 盗 難(盗難によって、保険の対象である建物または家財に盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合)	○	○	×補償されません	家財の場合:損害の額* − 免責金額【家財保険金額が限度】 すべての事故共通で適用されます。免責金額は保険証券に記載されています(保険証券に免責金額の記載がない場合は適用されません)。すべての事故共通で免責金額「なし」を選択した場合でも左記6の事故による損害に対しては、1回の事故につき免責金額3,000円が適用されます。 1. 盗取以外の場合【盗難による損傷・汚損の場合を含みます】 損害の額=修理費※7 2. 盗取の場合【下記3.および4.以外】 損害の額=再調達価額 残存物取片づけ費用を含みます。 3. 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合 盗難にあった通貨・小切手・印紙・切手・乗車券等の額【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに30万円が限度】 4. 預貯金証書の盗難の場合 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額 【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに300万円または家財保険金額のいずれか低い額が限度】 *損害を被った保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合で、損害の額が1個または1組について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。	
3 水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)※3 (注)保険の対象に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水※4もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合	○	○	×補償されません		
6 破損・汚損等 (注)上記1〜5までの事故は、損害保険金のお支払いの有無にかかわらずこの6の事故(破損・汚損等)には含まれません。	○家財のみ「×」とすることも可能です	×補償されません	×補償されません		

2 事故に伴う費用【費用保険金】

事故時諸費用保険金※5(事故時諸費用特約)	<標準補償>上記1〜6の損害保険金(通貨・小切手・印紙・切手・預貯金証書・乗車券等の盗難による損害保険金は含まれません)が支払われる場合 <限定補償>上記1の損害保険金が支払われる場合	○(特約をセットした場合)	○	○	損害保険金×20%または10% 【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに100万円が限度】
災害緊急費用保険金(災害緊急費用特約)	保険の対象である建物が上記1の事故によって損害を受けた結果、復旧にあたり当社の承認を得て仮修理費用や仮住まいの賃借費用などを支出した場合	○(事故時諸費用特約に自動セット)	○	○	災害緊急費用の額 【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに保険金額に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】
地震火災費用保険金(地震火災費用特約)	地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって、建物(敷地内構築物は含みません)が半焼以上となった場合、または家財が全焼となった場合	○(特約は自動セットまたはオプション)	○	○	自動セット 保険金額※3×5%【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに300万円が限度】 オプション 保険金額※3×保険証券に記載された支払割合【保険証券に記載された支払限度額】
特別費用保険金	建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合	○	○	○	損害保険金×10%【1回の事故につき、1建物敷地内ごとに200万円が限度】
損害防止費用	事故が発生した場合に、その損害の発生または拡大の防止のため消火活動に必要または有益な所定の費用を支出したとき	○	○	○	損害防止費用の額
権利保全行使費用	事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が当社が代位取得する債権の保全および行使をする際に必要な手続のための費用を支出したとき例)債権確認の通知書の取付費用、切手代、郵送料など	○	○	○	権利保全行使費用の額

後記❸各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合参照

<ご注意>
●事故時諸費用保険金 ●損害防止費用
建物・家財の損害保険金がお支払いできない場合に該当したときは、お支払いできません。
●家財に発生した損害に関する費用保険金
家財を保険の対象とした場合に限ります。
●災害緊急費用保険金、特別費用保険金
建物に損害が発生した場合に限ります。

※1「家財追加特約」をセットした場合に補償されます。 ※2「風災・雹災・雪災支払条件変更(20万円以上事故補償)特約」をセットすることで、風災・雹災・雪災の補償内容を「損害の額が20万円以上の場合に補償」とすることも可能です。 ※3水災の補償を「補償なし」とすることができます。また、「水災一時金特約」をセットすることで、水災により発生した損害に対する保険金の計算方法を、1事故につき1建物敷地内ごとに、100万円を限度に保険金額の5%をお支払いする内容に変更することができます(共同住宅1棟の建物以外を保険の対象とする場合に限ります)。なお、共同住宅1棟の建物を保険の対象とする場合には「建物水災支払限度額特約」をセットすることで、建物保険金額に支払限度額割合(10%または30%)を乗じた額を限度額とすることができます。 ※4居住用部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水をいいます。
※5<限定補償>とした場合、「事故時諸費用(火災・落雷等限定)特約」がセットされます。また、これらの特約をセットしないことで、事故時諸費用保険金を支払対象外(補償なし)とすることもできます。 ※6建物評価額が再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額を著しく上回る場合は、再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額とします。 ※7同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復旧するために必要な保険の対象の修理または交換費用のうちいずれか低い額(復旧しない場合には、修理または交換を行ったときに要すると認められる費用のうちいずれか低い額)をいいます。修理費には、残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、損害範囲確定の調査費用、点検・調整・試運転費用、仮修理費用、土地を含む代替物の賃借・設置・撤去費用、割増賃金費用を含みません。なお、修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。 ※8家財または家財明記物件が保険の対象である場合において、家財または家財明記物件の保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。
(注)保険期間中にプランの変更を希望される場合は、保険契約をご解約後、改めて契約していただく必要がありますのでご了承ください。

補償内容の詳細❷

オプションの特約について、補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

2 主な特約と補償内容

別に定める保険料を払い込んでいただくことによりセットできる特約のうち、主な特約とその概要は下記のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

プラスできるオプション特約

	特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合（各特約固有）
物損害に関する特約	家財明記物件特約	各プランの保険金をお支払いする事故によって家財明記物件※1に損害が発生した場合に、1回の事故につき、家財明記物件保険金額を限度（盗難、破損・汚損等は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度）に損害保険金をお支払いします。※2	前記❶基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
	携行品損害特約 補償重複	被保険者※3が保険の対象である家財を収容する建物敷地内の外で携行する身の回り品に不測かつ突発的な事故が発生した場合に、1回の事故につき、特約保険金額を限度に保険金をお支払いします。保険金の支払基準は時価額※4（再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（再調達価額の50%に相当する額が限度）を差し引いた額）となります。	後記❸各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象の置き忘れ、紛失　など **携行品に含まれない主なもの** ●有価証券類 ●1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や美術品 ●自動車 ●原動機付自転車 ●ノートPC ●ワープロ ●携帯電話 ●スマートフォン ●PHS ●ポケットベル ●ポータブルナビゲーション ●プログラム ●データ ●ラジオコントロール模型 ●眼鏡 ●コンタクトレンズ ●補聴器 ●義歯 ●義肢その他これらに類する物 ●動物および植物等の生物　など
	類焼損害・見舞費用特約 補償重複	建物やその収容家財からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の類焼補償対象物（居住用の建物・収容家財、事業用の建物・収容動産）に類焼した場合に類焼先の損害を補償します。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等からの保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。また、類焼補償対象物が損壊した場合に支出した見舞金等の費用について失火見舞費用保険金をお支払いします。類焼損害保険金については、1保険年度ごとに1億円が限度となります。失火見舞費用保険金については、1被災世帯あたり30万円を限度とし、1回の事故につき全被災世帯合計で損害保険金の30%を限度とします。	後記❸各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、主契約被保険者などの故意 ●類焼補償対象物の所有者などの故意・重大な過失・法令違反　など **類焼補償対象物に含まれない主なもの** ●保険の対象である建物・家財 ●保険の対象である建物に収容される動産 ●通貨、有価証券類や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等 ●国・地方公共団体が所有する建物 ●商品・原料・材料や見本品・展示品、屋外設備・装置　など
	居住用建物電気的・機械的事故特約	建物付属機械設備に「電気的事故・機械的事故」が発生した場合に、1回の事故につき建物保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。 (注1) 電気的事故とは、電気により発生した焦損・炭化・絶縁破壊などの物的損害を伴う事故をいいます。 (注2) 機械的事故とは、機械の稼働により発生した亀裂・折損・変形・剥離などの物的損害を伴う事故をいいます。	前記❶基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ。 ただし、「不測かつ突発的な事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故」については適用しません。 ●保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき事故<メーカーや販売店の保証制度の対象となる事故については、その保証制度を優先し、本特約の補償対象外となります（保証制度と重複する場合は保険金のお支払いの対象外となります）。> ●不当な修理や改造によって発生した事故 ●消耗部品および付属部品の交換 ●コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに発生した損壊、改ざん、消去等 ●電源周波数（Hz）、ガス種の変更に伴う改造、修理 ●一般家庭用以外に使用している間に発生した事故
費用に関する特約	バルコニー等修繕費用特約	記名被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドア等の共用部分に発生した不測かつ突発的な事故による損害について、管理組合の規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を1回の事故につき、1建物敷地内ごとに30万円を限度に補償します。	前記❶基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって専用使用権付共用部分を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害は含まれません。

プラスできるオプション特約

	特約の名称	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合（各特約固有）
賠償に関する特約	個人賠償特約* 補償重複	日本国内または国外において被保険者※5がこの特約の記名被保険者の居住の用に供される住宅※6の所有・使用・管理または日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、1億円を限度に補償します。	後記❸各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ●ゴルフ・カート以外の自動車、船舶、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任　など
	賃貸建物所有者賠償（示談代行なし）特約 補償重複	賃貸建物の偶然な事故または建物を賃貸または管理する業務の遂行に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、特約保険金額を限度に補償します。	後記❸各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合のほか、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●施設の修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●排水または排気に起因する損害賠償責任 ●屋根・扉・窓等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任など
	マンション居住者包括賠償特約* 補償重複	マンションの居住者の日常生活における偶然な事故または事業用戸室からの偶然な水ぬれ事故等により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を1回の事故につき、1億円を限度に補償する特約です。保険の対象がマンション等の共同住宅建物の場合にセットできます。	前記「個人賠償特約」に同じ
その他の特約	家賃収入特約	各プランの保険金をお支払いする事故によって、建物が損害を受けた結果発生した家賃の損失に対して、家賃収入保険金を1回の事故につき、保険価額を限度にお支払いします。 (注) 主契約の保険の対象が賃貸借契約に基づき賃貸される建物である場合（建物の全賃室数の5割を超える空室が発生している場合を除きます）にセットできます。	前記❶基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
	家主費用特約 (注)「ワイドプラン」で「家賃収入特約」をセットしている場合にセットできます。	賃貸借契約に基づき賃貸される建物を保険の対象とする保険契約にセットして、自殺・犯罪死・孤独死が発生した場合の家賃損失に対して、次の家賃収入保険金をお支払いします。 空室による損失：家賃月額×空室期間 値引による損失：値引前後の家賃月額の差額×値引期間 （いずれも賃貸借契約終了から12か月限度） また、修復・清掃・脱臭費用等の原状回復のための費用や遺品整理費用等を100万円を限度に補償します。	前記❶基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、賃貸借契約が締結されていない賃貸住宅内で発生した死亡事故によって生じた損害　など

＊ 被保険者が個人の場合に、示談代行サービスのご利用が可能になります。なお、日本国外で発生した事故については、示談交渉を行いません。

【複数のご契約があるお客さまへ】
被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※
※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

このパンフレットに記載の補償が重複する可能性のある特約に、補償重複 マークを付けています。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には、補償項目・特約を問わず保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(1) 保険契約者、被保険者等の故意　(2) 戦争、革命、内乱、暴動等
(3) 地震、噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金には適用しません）
(4) 核燃料物質等に起因する事故　など

※1 家財明記物件については、P12「貴金属等について」をご参照ください。
※2 保険の対象である家財と同じ免責金額が適用されます。
※3 被保険者とは次のア.からエ.に掲げる方をいいます。　ア.記名被保険者　イ.記名被保険者の配偶者　ウ.記名被保険者またはその配偶者の同居の親族　エ.記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子
※4 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が発生した地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
※5 被保険者とは、上記※3のア.からエ.に掲げる方をいいます。また、ア.からエ.の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって監督する方（責任無能力者の親族に限ります）をいいます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
※6 住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。

頼れるサービス

“住まいの困った”にスピーディに対応する、頼れる無料サービスをご提供します。

住まいの現場急行サービス

365日24時間受付 水回りのトラブルから玄関ドアのカギ開けまで、住まいのトラブルをサポート!

水回りクイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、応急修理を行います。

- **トイレがつまって流れない!** トイレのつまりの除去
- **台所の排水管がつまって水びたしに!** 給・排水管のつまりの除去
- **洗面台の給水管が故障して水漏れが止まらない!** 給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急修理

玄関ドアカギ開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、緊急開錠を行います。

- **外出中に玄関ドアのカギをなくしてしまった!** 玄関ドアのカギ開け

上記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

(注1)各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金などはお客さま負担となります。
(注2)保険契約者または被保険者(保険の対象の所有者。以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。
(注3)玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とし、建物内のカギ開けを除きます。また、カギの種類によっては、玄関ドアのカギ開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客さま負担となります)。

対象となる建物	被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物が対象となります。 (注1)居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。 (注2)居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。
対象となる地域	日本国内であれば全国対象となる地域どこでもご利用できます。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

⚠
- ●住まいの現場急行サービスのご利用は、あんしん24受付センター(0120-985-024)にご連絡をいただき、当社がサービス提供を委託する(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
- ●(株)安心ダイヤルが手配する業者以外で、お客さまが自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしん24受付センターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。
- ●給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合は、サービスの提供ができません。
- ●トラブルの原因が、給・排水管の凍結、雨どいのつまり、給湯器・温水洗浄便座・洗濯機・床暖房システム等の機器のトラブル、故意、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争などの場合は、サービスの対象となりません。
- ●出動業者のトラブル現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ●ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、共用部分、公的部分(市町村等が所有する水道管・下水管等をいいます)および他の賃貸戸室部分等は対象となりません。
- ●ご契約の居住建物が店舗や事務所等を併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、他の賃貸戸室部分およびテナントの専有部分は対象となりません。
- ●一部地域や時間帯によっては、サービスのご提供ができない場合があります。

住まいの現場急行サービスのご利用は、右記までご連絡ください。

365日 24時間 **0120-985-024** *おかけ間違いにご注意ください。

住まいの安心サポート

日常生活のお悩みから暮らしの安心までサポート!

暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

平日13～17時(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

- **●暮らしのトラブル(法律)などを相談したい方に**
  - **法律のご相談**
  - 不動産購入時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
  - (注1)一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
  - (注2)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

- **●暮らしの税務などを相談したい方に**
  - **税務のご相談**
  - 住宅ローン減税など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
  - (注)一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

⚠
- ●保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ●サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ●住まいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※「ハウスケアサポート」は平成28年12月28日をもってサービスを終了いたしますのでご了承ください。

*住まいの安心サポートは、当社が委託している提携サービス会社がご提供します。

住まいの安心サポートのご利用は、右記までご連絡ください。

良いサービス コール
0120-4132-56
*おかけ間違いにご注意ください。
*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または被保険者のお名前、ご加入の保険商品名の他、証券番号またはサービスガイドに掲載されたサービスご利用番号(4桁)が必要になります。

● 上記サービスの対象となるご契約は マイホームぴたっと
(注)サービスご提供時に被保険者であることを提携会社にて確認することができないご契約については、サービスをご提供できませんのでご注意ください。

● サービスをご利用いただける方は
保険契約者または被保険者となります。保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「火災保険サービスガイド」でご確認ください。

契約概要のご説明①

特にご確認いただきたい重要事項についてご説明します。
保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

マイホームぴたっとの概要

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

(1)マイホームぴたっとは、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。
(2)マイホームぴたっとには、補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかのプランをご選択のうえ、契約していただきます。それぞれのプランの内容は、P15～16補償内容の詳細❶をご参照ください。

2 保険の対象

マイホームぴたっとの保険の対象は、居住用の「建物」※1または「家財」※2です。なお、下表に該当するものは保険の対象に含まれます。

		保険の対象に含まれるもの
保険の対象	建物	①畳または建具類　②建物に定着している電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトその他の付属設備　③浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着した物　④敷地内構築物※3　⑤建物の基礎※4　⑥門、塀、垣※4　⑦物置、車庫その他の付属建物※4
	家財	①記名被保険者の親族の所有する家財で保険申込書に記載された建物敷地内に収容されているもの　②建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する次の物　ア.畳または建具類　イ.建物に定着している電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフトその他の付属設備　ウ.浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着した物

※1 専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)をいいます。
※2 建物に収容される家財を保険の対象とする場合は「家財追加特約」をセットして契約していただきます。
※3 建物敷地内に設置された屋外設備・装置、付属構築物のうち物干、遊具、外灯、井戸、噴水、チェーンポール、チェーンゲート、車止め、パリカー、庭木等をいいます。
※4 保険申込書に保険の対象に含めない旨を記載する場合は保険の対象に含まれません。

⚠「家財」を保険の対象とする場合のご注意

家財の範囲について
家財を保険の対象とする場合、次に掲げるものは保険の対象に含まれません。
①自動車およびその付属品　②動物および植物等の生物　③通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物　④証書、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案その他これらに類する物　⑤プログラム、データ
(注)建物敷地内で通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に盗難による損害が発生した場合は、上記③にかかわらず、保険の対象として取扱います。

3 基本となる補償

損害保険金・費用保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の計算、保険金をお支払いできない主な場合については、P15～16補償内容の詳細❶をご覧になるか、代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、お客さまのプランについては、保険申込書をご確認ください。

4 主な特約の概要

主な特約とその概要については、P17～18補償内容の詳細❷をご覧になるか、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

5 保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額については、保険申込書をご確認ください。保険金の支払基準※1は、建物評価額(家財の場合は再調達価額)が基準となります。

		保険金額の設定※2
保険の対象	建物	・ご契約時の再調達価額を基準として建物評価額を算出します。建物保険金額は、ご契約時の建物評価額を限度として100万円以上1万円単位で設定できます。※3ただし、建物評価額の10%未満では設定することができません。
	家財	・ご契約時の再調達価額を限度に、50万円以上1万円単位でお客さまのご希望に応じて設定できます。 ・複数のご契約に分けて加入される場合は、ご契約をまとめて加入されるよりも、保険料の合計が高くなることがありますのでご注意ください。

※1 保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。
※2 ご契約時の建物評価額(家財の場合は再調達価額)を超えて契約されても、建物評価額(再調達価額)を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
※3 建物評価額の100%未満で建物保険金額を設定した場合には、建物評価額に対する建物保険金額の割合に応じた実損払係数(割増率)が保険料率に適用されます。

⚠ 保険金額の設定に関するご注意

建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財を補償の対象とするためには、「家財追加特約」をセットして建物とは別に家財保険金額を設定して契約していただく必要があります。

6 保険期間

マイホームぴたっとの保険期間は、2年から10年までの整数年で設定できます。なお、保険期間10年の場合、「自動継続特約(長期用)」をセットすることができます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、お客さまの保険期間については、保険申込書をご確認ください。

2 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造、建築年月※1等により決まります。※2
詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。また、お客さまの保険料については、保険申込書をご確認ください。
※1 建物の建築年月(新築年月)から11カ月後となる月の末日までに始期日のあるご契約の場合、建物の保険料に新築料率が適用されます。新築料率とは、新築の建物に適用される料率で、保険料が割安となります。なお、ご契約を更改する場合には、更改後契約について、建物の建築年月(新築年月)から11カ月後の末日までに始期日がないときには、新築料率は適用されませんのでご注意ください。
※2 店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職作業の内容により、保険料が異なる場合があります。

3 保険料の払込方法

保険料の払込方法は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

1 払込方法 保険料の払込方法は長期一括払のみとなります。ただし、自動継続方式とした保険契約の場合で、継続契約の保険期間を1年としたときの払込方法は1年の一時払となります。

2 主なキャッシュレスの払込方法

主なキャッシュレスの払込方法	概　要
口座振替※1	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払(登録方式)※2	当社の指定するクレジットカード※3によって払い込む方法です。※4
払込票払※5	当社所定の払込取扱票※6によってコンビニエンスストア・ゆうちょ銀行(郵便局)で払い込む※7方法です。※4

※1「初回保険料口座振替特約」がセットされます。また、口座振替申込書を提出していただく必要があります。※2「保険料クレジットカード払(登録方式・一括払型)特約」がセットされます。なお、代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。※3保険契約者が個人の場合は、保険契約者またはその親族名義のクレジットカードに限ります。※4保険料の額によっては利用できない場合があります。※5「保険料払込取扱票払特約」がセットされます。なお、代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。※6払込取扱票は保険証券とは別にお届けしますので、保険証券の到着と前後する場合があります。※7当社提携金融機関のATM等から、ペイジー(Pay-easy)を利用して払い込むこともできます。

4 満期返れい金・契約者配当金

マイホームぴたっとおよび地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

契約概要のご説明②

地震保険の内容と、割引制度についてご説明します。

地震保険の概要

1 商品の仕組み

地震保険は単独でご契約できません。マイホームぴたっとセットでご契約する必要があります。セットでご契約するマイホームぴたっとが保険期間の中途で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、マイホームぴたっとの保険期間の中途から地震保険をご契約することができます。

2 保険金をお支払いする場合（補償内容）

(1)地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象（居住用建物またはその収容家財）に下表の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、地震保険では実際の損害の額や修理費用をお支払いするものではありません。下表の「お支払いする保険金」をご確認ください。

(2)1回の地震等※1による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円※2を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

※1 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

※2 平成28年8月時点の金額です。なお、本金額は「地震保険に関する法律」施行令および施行規則により定められています。

お支払いする保険金 ＝ 算出された保険金の額 × 11.3兆円 ／ 算出された保険金の総額

保険の対象	擁の程度	認定の基準	お支払いする保険金
建物	全損	主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害の額が、建物の時価額※の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の70%以上となった場合	建物の地震保険金額の（時価額※が限度） 100%
	大半損	主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害の額が、建物の時価額※の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合	建物の地震保険金額の（時価額※の60%が限度） 60%
	小半損	主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害の額が、建物の時価額※の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合	建物の地震保険金額の（時価額※の30%が限度） 30%
	一部損	主要構造部（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害の額が、建物の時価額※の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合で、その建物が「全損」・「大半損」・「小半損」・「上記の一部損」に至らない場合	建物の地震保険金額の（時価額※の5%が限度） 5%
家財	全損	家財の損害の額が、家財の時価額※の80%以上となった場合	家財の地震保険金額の（時価額※が限度） 100%
	大半損	家財の損害の額が、家財の時価額※の60%以上80%未満となった場合	家財の地震保険金額の（時価額※の60%が限度） 60%
	小半損	家財の損害の額が、家財の時価額※の30%以上60%未満となった場合	家財の地震保険金額の（時価額※の30%が限度） 30%
	一部損	家財の損害の額が、家財の時価額※の10%以上30%未満となった場合	家財の地震保険金額の（時価額※の5%が限度） 5%

※再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

●損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金のお支払い対象とはなりません。

●門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金のお支払い対象とはなりません。

●損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 保険金をお支払いできない主な場合等

(1)次のものは保険の対象に含まれません。

●店舗や事務所のみに使用されている建物 ●営業用什器（じゅうき）・備品や商品などの動産 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車 ●貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（こっとう）、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 など

(2)建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。

(3)建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。

4 保険期間、保険料の払込方法等

(1)セットでご契約するマイホームぴたっとの保険期間が5年以下の場合、地震保険の保険期間および払込方法は、マイホームぴたっとと同じになります。

(2)セットでご契約するマイホームぴたっとの保険期間が5年を超える場合、地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動継続する方式があり、セットでご契約するマイホームぴたっとの保険期間とあわせて契約していただきます。地震保険自動継続時の保険料払込方法は原則としてセットでご契約するマイホームぴたっとと同じとなりますが、セットでご契約するマイホームぴたっとの払込方法によっては異なる場合があります。詳細は、P14ご契約条件について ❷ 3 地震保険の取扱い をご参照ください。

(3)地震保険の保険料については、震源モデル等の更新などを踏まえ、水準の見直しを行いました。お客さまのご負担を抑えるため、3段階に分けた料率改定を行うことを予定しています（1回目の改定は平成29年1月実施）。

保険期間が自動継続する方式のご注意

●保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動継続されます。

●保険期間の中途で保険料率（保険料）が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率（保険料）を変更しますのでご了承ください。

5 引受条件（保険金額等）

(1)地震保険の保険の対象は「居住用建物」または「家財」です。※

※建物と家財のそれぞれでご契約する必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が発生しても、保険金のお支払い対象とはなりません。

(2)地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、セットでご契約するマイホームぴたっとの保険金額の30%～50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。※1※2※3

※1既に他の地震保険契約があり、追加でご契約する場合は、限度額から他の地震保険金額の合計を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。 ※2マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。 ※3同一被保険者が所有する複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯数に限度額を乗じた額をもって、建物の限度額とすることができます。

(3)地震保険の保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造等により決まります。

(4)地震保険には割引が適用できる場合があります。詳細はP22地震保険の割引制度をご覧になるか、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（居住用建物またはその収容家財）について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。※

※物件・被保険者を同一とする、保険金額が同額以下の継続契約のみお引受けが可能となります。

地震保険の割引制度

保険の対象となる建物が次のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料を提出していただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。

（注）以下の4つの割引は、重複して適用することはできません。

建築年割引

割引率 10%

昭和56年（1981年）6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料：以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

●建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等が発行する書類*

●宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する重要事項説明書（対象建物の新築年月等が確認できるもの）

●対象建物に建築年割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類※1

*公的機関等に対して届け出た書類で公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものを含みます。

耐震等級割引

割引率
耐震等級3 50%
耐震等級2 30%
耐震等級1 10%

住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に規定する評価方法基準に定められた「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料：以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

●品確法に基づく登録住宅性能評価機関※2により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類※3※4※5

●フラット35Sに関する適合証明書（独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書）※4

●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類※6および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類※5

●対象建物に耐震等級割引が適用されていること、およびその耐震等級が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類※1

免震建築物割引

割引率 50%

住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に規定する評価方法基準において、免震建築物の基準に適合する建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料：以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

●品確法に基づく登録住宅性能評価機関※2により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類※3

●フラット35Sに関する適合証明書（独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書）

●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類※6および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類

●対象建物に免震建築物割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類※1

耐震診断割引

割引率 10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法〈昭和56年（1981年）6月1日施行〉に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財に対して適用します。

確認資料：以下のいずれかの資料のコピーを提出していただきます

●耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などの耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書

●建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言が記載された書類*

●対象建物に耐震診断割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、契約内容を変更した際に発行される承認書またはこれらの代替となる書類※1

*指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類をいいます。

※1 保険会社が保険契約者に対して発行する書類で、「証券番号（契約を特定するための番号）」、「保険契約者」、「始期日・満期日」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されているものを含みます。

※2 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます（「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします）。

※3 例えば以下の書類が対象となります。
・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書
・耐震性能評価書（耐震等級割引の場合のみ）
・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」
・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」
・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」
・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類 など

※4 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

※5 「技術的審査適合証において耐震等級が確認できない場合」や「認定通知書など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類※6のみ提出していただいた場合」には、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。

※6 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター
0120-721-101（無料）
※受付時間 平日 9:00～17:00
（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）

あんしん24受付センター
0120-985-024（無料）
※受付時間［365日24時間］
※IP電話からは**0276-90-8852（有料）**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］**0570-022-808**
※受付時間［平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/